

2023年度第2回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会追加意見一覧

No	委員名	委員所属	議題	内容	市の回答・コメント
1	渡邊 和司	公募市民	1	このプランは「高齢者福祉計画」でもあるにもかかわらず、現状の記述において、介護保険財政の視点ばかりが強出過ぎているように思われます。高齢者福祉サービスの中味自体についてどう見ているのか、という視点からの記述も望まれます。	第2章の「1 町田市の現状」では高齢者福祉計画、介護保険事業計画という計画の範囲で限定することなく、広く現在の町田市の高齢者施策を取り巻く状況について記載をしております。 なお、具体的な取組につきましては、9月に開催予定の「第4回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会」の中でお示しさせていただく予定です。
2	渡邊 和司	公募市民	1	一人暮らし高齢者がさらに増えていくということは、今後の高齢者福祉政策の在り方に大きく影響するものと位置づけられます。なぜならば、一人暮らしの場合は、身近な家族による支援がなく、かつ、外部への発信が不十分となるため、24時間の支援体制が欠かせない状況となりますが、これは在宅支援の困難さ・限界を認識させられるものだからです。 現在の計画では、施設の拡充が抑制気味の内容となっていますが、上記の背景を考えると、施設の拡充・整備にむしろ一層力点を置く必要があるのではないかと思われまます。	市は、本プランの目的の1つとして、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」を掲げており、その主旨としては、高齢者の方がご自身の望む場所で暮らし続けられることを目指すものでございます。 介護保険施設等の整備の考え方につきましては、いただいたご意見を踏まえ、9月に開催予定の「第4回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会」にてご説明いたします。
3	渡邊 和司	公募市民	1	「介護保険サービスの満足度」約50%が満足していない。／「よりよい介護サービスを受けたい」／「介護サービスの質の更なる向上」などの声があります。こうした声はさらに施策に反映される必要があると思われまます。 (資料1)P29の「基本目標Ⅱ」では、「介護人材の確保」に焦点が当てられています。加えて、「身上保護上及び経済上その人の置かれた状況により合った介護サービスの提供」という趣旨が表現されるべきと思われまます。 また、「施設による介護サービスの充実」という施策が、よりよい介護サービスの実現という視点から取り入れるべきと思われまます。在宅では対応しきれない場合が多くありますし、施設も多くの人にとって経済的に入れる所がまだ少ないという現状にあります。特養も、4人部屋とか、憩いのスペースが十分ではないとか、の状況が主で、もっと人として過ごしやすい環境へのサービス・設備改善の余地が大きいと思われまます。	「基本目標Ⅱ」は「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」ことを目指しております。ご意見をいただきました趣旨につきましては、その下に紐づく「基本施策6 よりよい介護サービスが受けられる」において取り組むこととお示ししております。 介護保険施設等の整備の考え方につきましては、いただいたご意見を踏まえ、9月に開催予定の「第4回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会」にてご説明いたします。
4	渡邊 和司	公募市民	1	「医療・介護連携の更なる強化」についてです(多職種連携も含まれると思えますが)。 「管轄」という制度・意識がサービス提供の空白を作っている現状があります。 一例として、病院退院後の施設への移転支援に際し、それは病院の管轄ではないとして、他方、地域支援機関の管轄でもないとして、支援のない空白状態となっている現状があります。また、入院中の要支援者について、自宅と関わってくる支援行為(家内整理、掃除などの家事的処理など)について、それは病院の管轄ではないとして、他方、地域支援機関の手からは離れているとして、支援のない空白状態となっている現状があります。	入院時や退院時は、医療と介護の連携が重要となる場面のひとつであると認識しています。病院の医師や看護師、医療ソーシャルワーカーの他、かかりつけ医やケアマネジャーをはじめとした介護サービス事業者等在宅での支援者が円滑に情報共有を行い、役割分担のうえで切れ目のない支援を行う必要があります。 このような支援が適切に提供できるよう、基本施策4「住み慣れた場所で暮らし続ける」の中に「医療・介護連携のための取組」を位置づけ、研修の実施や連携ツールの作成・活用等を通して医療職と介護職の連携促進を図ってまいります。
5	渡邊 和司	公募市民	1	「よりよい介護サービスを受けたい」という高齢者の声について ○現状に、認定と介護サービスの提供との間に整合が取れていない場合があります。これは認定の程度の判定がそれに対してあるべき介護サービスと結びつけられていないからではないかと想像します。一例として、医師から退院後は「自宅での独りでの生活は無理である」との診断を受けたにもかかわらず、介護認定は1とされ、特養入居の途が閉ざされている現状があります。 ○(介護保険の適用範囲について)在宅支援のうち、通院介助への介護保険の適用が病院の行き帰りの同行に限られ、院内での付き添いは自費となり負担が大きくなるため、通院介助が受けにくくなっている現状があります。	要支援・要介護認定は、ご本人の置かれた状況について、判断の際に参考としてはおりますが、基本的に申請者ごとに個別で、ご本人の身体及び認知の状態を、訪問調査や主治医意見書で確認します。また、医師や保健師、介護支援専門員などで構成される介護認定審査会で、全国一律の基準で介護・支援の必要性とその程度を判定して、適切な要支援・要介護認定を行っております。 病院内での介助については、介護保険制度上、原則病院スタッフにより対応されるべきものとなっております。介護保険の訪問介護(ヘルパー)サービス範囲は、病院の行き帰りの介助とされています。 ただし、通院のための乗降車介助が中心である場合のうち、一定の条件に該当する場合は、必要に応じて、院内介助に訪問介護(ヘルパー)を利用することができます。
6	内堀 章子	公募市民	1	7月26日にも申し上げましたが、「広報」を全戸配布にいただきたいシルバー人材センターの仕事にしていいただければ双方よろしいかと存じます。	「広報まちだ」につきましては、現在、新聞折り込みにて配布をしております。また、新聞を取っていない方などで、個別配布をご希望の方には、町田市シルバー人材センターにご協力いただきまして、配布を行っているところです。全戸配布にすることにつきましては、いただいたご意見を担当部署へお伝えさせていただきます。
7	内堀 章子	公募市民	1	ケアマネ・ヘルパー等、介護にかかわる人たちのレベルとスキル上げて形だけでない試験制度などで確かな人材を選別できるように「憧れの職業」にする。そのために必要なのは報酬もアップすることが必要です。 現状、仕事がないから仕方なく介護業界に…というような人が多いように思います。 レベルの高い仕事にする。大学で福祉を学んだような若い力がいいいですね。 ケアマネなど高齢の方も多く不安です(気が付くので安心ではありませんが)。	町田市介護人材開発センターにおいて、介護に携わる職員を対象としたスキルアップの研修を実施しています。また、介護の仕事を広く知ってもらうため、2023年度に「介護のしごと魅力発信」を開始しました。第一弾は、市内介護事業所の新任職員を対象とした「合同入社式」のイベントレポートと、若手介護職員のインタビュー動画をYouTubeで公開しました。今後も介護の仕事の魅力を伝える活動を行ってまいります。 介護報酬については、国が定めるものとなっております。介護職員の処遇については、2012年の介護保険改定で「介護職員処遇改善加算」が創設され、職員の賃金改善が図られました。更に、2019年には介護職員等特定処遇改善加算、2022年に介護職員等ベースアップ等支援加算が創設され、介護職員および事業所に対して介護報酬の上乗せがされております。

8	内堀 章子	公募市民	1	<p>介護保険サービスについては毎年、多々変化するのでわかりにくいです。市民にもわかりやすい説明があると適切に利用してもらえるのではないのでしょうか。</p> <p>どうも、わかりにくくて有耶無耶にしようとしている気がします。ケアマネさんも、はっきり答えたくないようです。</p>	<p>介護保険制度(以下、「制度」という。)の周知については、3年ごとの制度改正にあわせ、高齢者(第1号被保険者)の方へ「介護保険のしおり」を郵送しています。また、介護情報誌「ハートページ」を毎年作成し、各市民センター及び各高齢者支援センターに配布しています。その他、必要に応じて市のホームページにおいて制度の周知を図っています。</p> <p>引き続き、制度周知については、市民の方に対し、分かりやすい説明を心がけ進めていきます。</p> <p>ケアマネジャーに対しては、今後もケアマネジャー連絡会と情報共有を図り、マネジメント力の向上に努めていきます。</p>
9	内堀 章子	公募市民	2	<p>社会参加で介護予防・フレイル予防について各地域にまかせておいては、進まないと思います。シルバー人材センターには各地域に班長さんがいます。私も森野2丁目の班長です。その各班長さんに予防体操や環境作りのノウハウを教えて、会員だけではなく各地域で広める体制を作ってはどうか。</p> <p>そもそもシルバー人材センターの会員は仕事をしたくて入会しているので、入会していない人が問題なのかと思います。</p>	<p>市では、地域で行われる介護予防活動のサポートを行う「介護予防サポーター」を養成し、現在、約1,200人の方がボランティアとして活動しています。介護予防サポーターは、高齢者支援センターが実施するイベントの企画やサポート、広報紙の作成など、様々な場面でご活躍いただいています。</p> <p>また、高齢者支援センターでは、「町トレ」をはじめとする体操、ウォーキング、趣味等の自主グループの立上げや活動継続の支援を行っています。</p> <p>なお、シルバー人材センターについては、年4回開催するフレイルチェック会において、運営スタッフとして会員の方にご活躍いただいています。</p> <p>今後も高齢者が身近な地域で介護予防・フレイル予防に取り組めるよう支援を行っていきます。</p>
10	内堀 章子	公募市民	2	<p>まちだアイ・ステートメントについて「認知症」=「障害者」これを若い世代に伝えていく必要があると思います。大変なのは家族だからです。みんなが通る道であること、順番にやってくることであることを知ってもらいたい。</p> <p>「Dカフェ」も「まちづくりワークショップ」も「認知症サポーター」も「認知症とともに生きるまち」の一員なので小学生から一緒に活動するべきです。</p>	<p>「認知症とともに生きるまちづくり」のためには、幅広い世代の方に自分ごととして認知症施策に関わっていただくことが必要だと考えています。そのため現在は、学童保育クラブや小学校等に対しても認知症サポーター養成講座を実施し、若年層への普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>いきいきプロジェクトに記載したその他の取組の実施にあたっては、高齢者だけでなく、学生や企業などにも積極的に周知を行い、参加を促してまいります。</p>